



cutting through complexity

「IFRS第9号の新たな一般ヘッジのモデルの強制適用に向けた最終的な決定は、IASBがマクロヘッジに関する2度目のディスカッション・ペーパーを公表する予定であるため、数年先に持ち越される可能性が高い。」

KPMGグローバル
IFRS金融商品リーダー
Chris Spall



金融商品会計の動向

本ニュースレターは、金融商品プロジェクトに関するIASBの2015年7月の審議の概要を解説しています。

概要

動的リスク管理の会計処理－マクロヘッジ

- IASBは、公開草案を公表する前に2度目のディスカッション・ペーパーを公表する予定である。
- IASBは、市場関係者の情報ニーズを把握するために、スタッフの提案したプロジェクトの対象及びアプローチを承認した。
- プロジェクトの対象には、動的リスク管理活動を行っていない企業のリスク・エクスポージャーに関する情報も含まれる可能性がある。

資本の特徴を有する金融商品

- IASBは、財務諸表利用者が財政状態計算書及び経営成績における情報を用いて行う可能性のある様々な評価について審議した。
- IASBは、これらの評価に関連する請求権の特性を特定した。

金融商品に関する2つのプロジェクトの進展

これまでの経緯

【動的リスク管理の会計処理－マクロヘッジ】

現行のIFRS(具体的には、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」及びIFRS第9号「金融商品」)は、マクロヘッジの会計モデルを提供しているものの、企業が一部の一般的な動的リスク管理活動を財務情報に反映することができないような制約が含まれている。さらに、それらのモデルの一部は、金利リスクの管理のみに対応するもので、その他の種類のリスクには対応していない。動的リスク管理活動の広範な利用を反映する会計モデルがなければ、このような活動を財務諸表上で忠実に表現することが困難となりうるとの主張がある。

このような問題に対処するため、IASBは、2014年4月、プロジェクトに関する最初のデュー・プロセス資料となるディスカッション・ペーパー「DP/2014/1 動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」(以下、「2014年DP」という)を公表した。2014年DPでは、マクロヘッジ会計のアプローチの1つとなりうる「ポートフォリオ再評価アプローチ(portfolio revaluation approach, PRA)」を提案している。これは、企業の管理対象エクスポージャーを特定し、管理対象リスクの変動に対応して再測定するものである。このプロジェクトには根本的な会計上の論点が含まれており、現行のヘッジ会計モデルの単なる修正ではないため、IASBは直ちに公開草案(以下、「ED」という)の公表手続きには入らなかった。KPMGの出版物「IFRS最新提案の解説：動的リスク管理の会計処理(ディスカッション・ペーパーDP/2014/1)(New on the Horizon: Accounting for dynamic risk management activities)」は、2014年DPIに関する詳細な分析を提供している。

【資本の特徴を有する金融商品】

IAS第32号「金融商品：表示」には、負債と資本に金融商品を分類する規定が含まれている。この二元論的な分類規定を資本の特徴を有する多くの金融商品に適用した場合、重要な実務上の論点が生じる(ここでは、例えば、償還可能でない、裁量による配当が支払われるような典型的な普通株式は除く)。過去において、IFRS解釈指針委員会にはこの分野に関する複数の質問が寄せられたが、一部のケースは結論に至らなかった。IFRS解釈指針委員会は、それらのいくつかについてはIFRSの基礎的な概念の検討を要するため、IASBに委ねた。

IASBは2008年にDP「資本の特徴を有する金融商品」を公表した。しかし、リソースの問題により、IASBはこのトピックに関するEDを公表することができず、プロジェクトは中断した。その後、IASBは「財務報告に関する概念フレームワーク」¹プロジェクトの一環で一部の課題について審議した。

2014年10月、IASBは資本の特徴を有する金融商品に関するプロジェクトを再開し、プロジェクトを2つ(分類、並びに表示及び開示)に分けることを決定した。IASBは、このプロジェクトにより、概念フレームワークの負債と資本の定義が修正される可能性があるとして述べた。2015年5月に負債と資本を区別する概念上及び適用上の課題について審議するまで、IASBは公式にはこのプロジェクトの再検討を行わなかった。

2015年6月、IASBは請求権の測定及び資本と負債の区別に関連する特性を特定した。IASBは、ある特性が将来キャッシュフローの見込みに影響を及ぼす可能性がある場合、その特性は関連していることを明確にした。またIASBは、プロジェクトの次のステップとして、財務諸表利用者が行う可能性のある評価についてのこれらの特性の関連性を分析すると述べた。

¹ IASBは、2015年5月にED「財務報告に関する概念フレームワーク(ED/2015/3)」を公表した。本ニュースレターにおける概念フレームワークは、従来の財務報告に関する概念フレームワークを参照している。

動的风险管理の会計処理—マクロヘッジ

IASBは、公開草案を公表する前に、2度目のディスカッション・ペーパーを公表する予定である

【デュー・プロセス】

問題の所在

2014年DPIにコメントを寄せた回答者は、概ねマクロヘッジ・プロジェクトを支持していたものの、そのうちの数名は、財務報告と動的风险管理活動とを整合させることには困難が伴うことを認識していた。

このようにマクロヘッジ・プロジェクトは概ね支持されていたものの、IASBは、マクロヘッジ・プロジェクトの目的については意見が大きく分かれていることを確認した。多くの回答者は、マクロヘッジ・プロジェクトの目的が不明確であると考えており、市場関係者のグループはそれぞれ、マクロヘッジ・プロジェクトの目的がどうあるべきかについて異なる見解を有しているようであった。

このようなコメント及びフィードバックを踏まえると、さらなる調査及び協議を行わずに基準書の公開草案を公表することは適切でない可能性がある。

IASBスタッフの提案

スタッフは、以下の事項を提案した。

- マクロヘッジ・プロジェクトは、IASBの基準設定アジェンダに移行せずに、調査プロジェクトとして存続させること
- IASBが、公開草案を公表する前に、2度目のディスカッション・ペーパーを公表すること

スタッフは、2度目のディスカッション・ペーパーを公表する場合、以下の利点があると考えた。

- 市場関係者とより有用な協議を行うことで、市場関係者の異なる意見をより詳細に検討し、その後の公開草案での提案に対してより幅広い支持を得ることができる。
- 意見の相違に対処するための最善の方法を検討するうえで、より柔軟な対応ができる。
- 再審議において、新たに動的风险管理活動をより忠実に表現する会計処理アプローチを開発できる可能性がある。
- 会計処理モデル案及びそのモデルによって動的风险管理活動が金利リスクに及ぼす財務的影響がどのように反映されるかに対する理解が明確になる。
- 様々なアプローチのフィールド・テストを行う、より良い機会となる。
- その原則及び実務への適用可能性をより徹底的に検証することになるため、その後の公開草案で提案するモデルを著しく変更するリスクが低減される。

ただし、スタッフは、動的风险管理活動の開示、認識及び測定に関する論点を解決する案が提示された場合には直ちに公開草案の公表に移行するという可能性を残しておくようIASBに提案した。

IASBの審議事項

一部のIASBのメンバーは、市場関係者が提起した論点（特に、動的风险管理活動を行う企業と行わない企業との間の比較可能性に関する論点）の解決策を特定することには困難が伴うという意見を表明した。すなわち、直ちに公開草案の公表に移行できる可能性は低いといえる。

IASBの決定事項

IASBは、スタッフの提案に同意した。

KPMGの見解

2度目のディスカッション・ペーパーの公表を進める目的で、さらに広範囲で根本的な調査を実施するというIASBの暫定合意は、速やかに新たな基準書の公開草案に移行できると思われず、マクロヘッジ・プロジェクトの完了時期があと数年先となる可能性が高いことを示唆している。

現行のIFRS第9号には新たに一般ヘッジ会計モデルが含まれているが、IASBは、企業がその新たなモデルを適用せずに、引き続きIAS第39号のヘッジ会計規定の適用を選択することを認めている。IASBは、マクロヘッジの会計処理に関するプロジェクトが完了するまで、この選択を容認する意向を示している。したがって、マクロヘッジの会計処理に関するプロジェクトの完了時期が延期すればするほど、企業がIAS第39号のヘッジ会計規定の適用を選択できる時期が継続するものとみられる。詳細な情報については、KPMGの刊行物「[IFRS最新基準書の初見分析：IFRS第9号（2013年版）－ヘッジ会計及び移行措置](#)」のセクション12.2を参照のこと。

IASBは、市場関係者の情報ニーズを把握するために、スタッフの提案したプロジェクトの対象及びアプローチを承認した

プロジェクトの対象には、動的リスク管理活動を行っていない企業のリスク・エクスポージャーに関する情報も含まれる可能性がある

【市場関係者の情報ニーズの把握】

問題の所在

2015年5月の会議において、IASBは、マクロヘッジ・プロジェクトを継続する最初の段階として、市場関係者の情報ニーズを把握することを決定した。

7月の会議において、スタッフは、IASBから講じるべきアプローチについて意見を募った。スタッフは、以下の問題に焦点を当てた。

- 「有用な情報」とは何か
- 誰の情報ニーズを把握するのか
- 市場関係者が有用な情報を必要とするのはなぜか
- スタッフはどの情報源を利用するのか

IASBスタッフが採用する予定のアプローチ

「有用な情報」とは何か

スタッフは、概念フレームワークに記載されている有用な情報の質的特性を特定した。すなわち、有用な情報とは、「目的適合性」を有しており、「忠実な表現」を提供するものでなければならない。概念フレームワークにはさらに、財務情報の有用性は、比較可能性、検証可能性、適時性及び理解可能性を有している場合に補強されると記載されている。スタッフは、有用な情報を把握するプロセスにおいては、その情報の報告に係る便益及びコストを考慮するべきであることも指摘した。

2014年DPIに寄せられたフィードバックを踏まえて、スタッフは、実施すべき分析について以下の見解を表明した。

2014年DPに寄せられたフィードバック	スタッフの見解	スタッフの見解の理由、及びさらなる検討事項
金利リスクの動的管理を行っている企業と行っていない企業との間の比較可能性に関する懸念	マクロヘッジ・プロジェクトでは、動的リスク管理活動に関する情報ニーズのみに焦点を当てるのではなく、金利リスクにさらされているが動的リスク管理活動を行っていない企業に関する有用な情報も考慮されるべきである。	■ マクロヘッジ・プロジェクトで動的リスク管理活動に関する情報ニーズのみに焦点を当てる場合、重要な正味リスク・エクスポージャーを有しているが動的リスク管理活動を行っていない企業はそのプロジェクトの対象外となる。この場合、動的リスク管理活動を行っている企業は、それを行っていない企業よりもリスクが高いとみなされる可能性がある。 ■ 財務諸表利用者は、動的リスク管理活動の全貌を把握するためには、ヘッジされている項目とヘッジされていない項目の両方を検討する必要があると指摘した。
マクロヘッジ・プロジェクトの目的について、財務諸表利用者と財務諸表作成者との間で大きく意見が分かれている。	この問題を解決する方法の1つは、動的リスク管理活動の主要項目に絞って分析を行うことである。	■ 市場関係者のニーズ及び懸念は、概念フレームワークの質的特性に照らして(例えば、行動予測 (behaviouralisation) から得られる情報²が目的適合性及び忠実な表現を提供するものであるか否か、及びその情報に関するいかなる懸念も)詳細に分析されなければならない。

誰の情報ニーズを把握するのか

スタッフは、財務諸表利用者及び財務諸表作成者の情報ニーズが主な焦点であると把握し、以下の見解を表明した。

財務諸表利用者	スタッフは、既存の及び潜在的な投資者、貸手及びその他の債権者に有用な情報に主な焦点を当てることになる。
財務諸表作成者	動的リスク管理活動の表現及び財務諸表上のその表現から得られる情報が、主な関心事項である。

規制当局は、マクロヘッジ・プロジェクトに重大な関心を寄せているものの、スタッフは、財務諸表利用者及び財務諸表作成者の情報ニーズについて特別な対処を行うことは重要でないと考えている。なぜなら、規制当局は、両者に直接情報を提供しよう企業に要求することができるからである。

市場関係者が有用な情報を必要とするのはなぜか

2014年DPに寄せられたフィードバックから、以下の事項が確認された。

- 財務諸表利用者は、財務報告と動的リスク管理活動をより密接に整合させれば、有用な情報が提供されるであろうと考えている。
- 財務諸表作成者は、財務報告は、動的リスク管理活動に関する情報を直接伝達することができれば、改善するであろうと考えている。

2 行動予測から企業は、エクスポージャーの契約上の存続期間ではなく、期待キャッシュフローの特性に焦点を当てて管理することができる。

スタッフは、現行財務諸表利用者に提供される情報が企業の実際の活動を反映しておらず、財務諸表利用者も財務諸表作成者もより有用な情報を望んでいる明らかな例として、プロキシ・ヘッジ(proxy hedging)³があると指摘した。

スタッフは、市場関係者は以下の理由によって動的リスク管理活動に関する情報を必要としていることも指摘した。

- 既存のIFRSは、ヘッジ対象とヘッジ手段間の1対1のヘッジ関係を処理するものであるため、常に動的リスク管理活動を表現するものであるとは限らない。
- 動的リスク管理活動に関する情報は、経営者の意思決定に対する理解を深めるものである。例えば、企業が意図的に純額オープン・リスク・ポジションをヘッジ対象としないことを決定している場合、その情報は財務諸表利用者にとって有用な情報となる可能性がある。すなわち、その情報によって、財務諸表利用者は、その企業のリスク・エクスポージャー及びそれに対する経営者の意思決定の理論的根拠をより十分に理解し評価する可能性がある。
- 動的リスク管理活動によって、財務諸表利用者は、動的リスク管理活動が正味利息収益(NII)に及ぼす影響を評価できるようになる。すなわち、動的リスク管理活動を考慮する前及び考慮した後のNII、並びに用途別(すなわち、動的リスク管理活動及びトレーディング目的別)に分類されているデリバティブは、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供するものとなる。

スタッフはどの情報源を利用するのか

2014年DPIに寄せられたフィードバックのさらなる検討を行うとともに、スタッフは、情報ニーズを把握するために、他の様々な情報源(例:財務諸表及び規制情報)も検討する予定である。

IASBの審議事項

一部のIASBのメンバーは、フィードバックにおける主な論点が、マクロヘッジ・プロジェクトがヘッジ会計に関するプロジェクトであるべきか、またはリスク管理の開示に関するプロジェクトであるべきかについてのものであることに言及した。財務諸表利用者は、企業が動的リスク管理活動を行っているか否か、並びに(企業がその活動を行っているか否かにかかわらず)企業のリスク・エクスポージャーに関する開示に関心がある可能性があることも指摘された。メンバーの1名は、動的リスク管理活動に加えて、2つの関連する問題にも言及した。例えば正味利息収益等の原価に基づく報告の限界、及び将来の純利益のヘッジの報告に関する限界(関連する会計上のミスマッチを含む)である。

スタッフは、相互に関連する問題が多数あり、それぞれの問題に対して一律の解決策を求めるのではなく、それぞれの問題に応じて異なる解決策を求めることを目的として、適切な情報ニーズを把握した後に、提起されたそれぞれの問題に応じて論点を分類したいと考えていると回答した。

IASBの決定事項

IASBは、以下の事項に同意した。

- スタッフの提案したプロジェクトの対象(すなわち、マクロヘッジ・プロジェクトでは、動的リスク管理活動に関する情報ニーズのみに焦点を当てるのではなく、金利リスクにさらされているが動的リスク管理活動を行っていない企業に関する有用な情報も考慮されるべきであるという提案)
- スタッフの提案した市場関係者の情報ニーズを把握するためのアプローチ

3 プロキシ・ヘッジは、企業がある項目をヘッジ対象としているが、会計上は別の項目をヘッジ対象に指定している場合に行われる。

資本の特徴を有する金融商品

財務諸表利用者は、それぞれの情報ニーズに基づき、財務諸表の異なる部分を用いて様々な評価を行う

【問題の所在】

金融商品を負債として分類するか、または資本として分類するかは、金融商品の貸借対照表上の表示、測定、及び企業の経営成績への作用の仕方に大きな影響を及ぼす。しかし、金融商品の複雑性が増しており、負債と資本の区別は困難になっている。

負債と資本の区別に関連すると考えられる請求権の特性をIASBは特定したため、次のステップとして重要なのは、財政状態計算書及び経営成績の情報をを用いて財務諸表利用者が行う可能性のある様々な評価にこれらの特性を結び付けることである。こうした財務諸表利用者の評価については、概念フレームワークにおいて説明している。

一般的な目的による財務諸表は、報告企業の財政状態（すなわち、報告企業の経済的資源及び報告企業に対する請求権）についての情報を提供する。また、このような財務諸表は、企業の経済的資源や請求権に変更を及ぼすような取引及び他の事象の影響についての情報も提供する。財務諸表利用者は、財務諸表の異なる部分を用いて様々な評価を行う。これらの評価は負債と資本の区別に関連する。

スタッフは、財務諸表利用者が行う可能性のある評価の種類、及びこれらの評価に関連する特性について説明した

【IASBスタッフの提案】

IASBは、以前の会議において請求権の測定に関連する以下の特性を特定した。

- 請求権の決済に必要な経済的資源の種類
- 請求権の決済に必要な経済的資源を移転する時期
- 請求権の決済に必要な経済的資源の金額または量
- 他の請求権との比較による分析対象請求権の優先順位
- 請求権に付随する条件または偶発事項

スタッフは、財政状態計算書及び経営成績の情報に基づいて財務諸表利用者が行う評価を特定し、これらの評価に関連する特性について説明した。請求権をどのように区別したかを説明するために、スタッフは6月の会議で使用した商品と同じ商品を例として用いた。容易に参照できるようにするために、以下に例を再度表示している。

請求権の種類	説明
普通社債	企業は特定の通貨において指定された金額と同額の現金を、企業の清算前の特定の時期に、すべての他の請求権に優先して引き渡す義務を有している。
公正価値により償還可能な株式	企業はこの請求権を公正価値により、企業の清算前の特定の時期、または保有者の要求があった場合に、現金で決済する義務を有している。 ただし、普通株式と同様に（以下を参照）、経済的資源及び企業が支払いを求められる請求権の金額は特定されていない（すなわち、株式の公正価値は、認識済み及び未認識の経済的資源及び他の請求権の合計額を反映している）。
株式により決済される社債	企業はこれらの請求権を、経済的資源を用いて決済することを要求されない（すなわち、現金の代わりに指定された金額と同額価値の自社の普通株式の可変数を用いる）。これらの請求権について、経済的資源による企業の清算前の決済は要求されないが、異なる特性を有する請求権への転換は、清算前に行うことが要求される。 しかし、普通社債と同様に、請求権を決済するために企業が必要とする金額または金額の変化率が特定されている。

請求権の種類	説明
累積的優先株式	これらの請求権は、企業の清算前の決済は要求されない。 しかし、普通社債と同様に、請求権を決済するために企業が必要とする金額または金額の変化率が特定されている。
普通株式	企業は、他のすべての請求権を満たした後に、その種類及び金額を問わず継続して企業の支配下にある経済的資源の持分を清算時に移転する義務はあるものの、それ以外のいかなる義務も有していない。

財政状態の評価

概念フレームワークは、財務諸表が企業の財政状態（すなわち、企業の経済的資源及び企業に対する請求権）についての情報を提供すると説明している。このような情報は、財務諸表利用者が報告企業について以下の事項を評価する際に有用となる。

- 財務の健全性及び脆弱性
- 流動性及び支払能力
- 資金供給のニーズ及び資金調達能力

スタッフは、財務諸表利用者が行う可能性のある以下の2種類の財政状態の評価を特定した。

評価A	期日が到来した時点または到来した場合に、企業がその義務を満たすために必要となる経済的資源を有することが見込まれる程度
評価B	企業が一定の時期に企業に対する請求権の合計額に充当するために十分な経済的資源を有する程度

以下の表は、これらの評価、評価に関連する特性、及び請求権の区別の概要を示している。また、請求権の区別が例として取り上げた商品にどのように当てはまるかについても説明している。

関連する特性	分類に対する潜在的な影響	例として取り上げた商品にどのように当てはまるか？
評価A		
■ 経済的資源の移転の時期 ■ 移転が必要となる経済的資源の種類 ■ 移転が必要となる経済的資源の金額(または量)	■ 企業の清算前の特定の時期に経済的資源を移転する義務が請求権に含まれている場合、移転される経済的資源の金額及び種類は関連する特性であり、請求権は金融負債として分類されるべきである。 ■ 請求権が企業の清算時にのみ決済される場合、他の特性は関連していないことから、請求権は資本として分類されるべきである。 ■ 負債における追加的な内訳項目には、様々な種類の経済的資源が必要となる請求権、または清算前の様々な時期に決済が必要となる請求権の区別が含まれる可能性がある。	■ 普通社債及び公正価値により償還可能な株式は、清算前の償還時に企業に経済的資源を移転する義務があるため、金融負債として分類される。 ■ 普通株式及び累積的優先株式は、企業に清算前に経済的資源を移転する義務がないため、資本として分類される。 ■ 株式により決済される社債は、企業が必要な数の株式を発行する能力を有する場合、当該企業に清算前に経済的資源を移転する義務がないため、資本として分類される。ただし、企業が株式を発行する能力を有しておらず、保有者へ移転するために既存の株式を買い戻さなければならない場合は、清算前に経済的資源を移転することが義務付けられるため、請求権は金融負債として分類される。
評価B		
■ 移転が必要となる経済的資源の金額(または量) ■ 他の請求権との比較による分析対象請求権の優先順位	■ 指定された請求権の金額が企業の実際の経済的資源の利用可能性と関係がない場合、清算時の請求権の優先順位も関連する特性であり、請求権は金融負債として分類されるべきである。 ■ 指定された請求権の金額が企業の実際の経済的資源の利用可能性によって決まる場合、他の特性は関連していないことから、請求権は資本として分類されるべきである。 ■ 負債における追加的な内訳項目には、清算時の様々なレベルの優先順位を有する請求権、または特定の金額における様々なレベルの可変性を指定する請求権の区別が含まれる可能性がある。	■ 普通社債、株式により決済される社債及び累積的優先株式は、請求権の金額が企業の経済的資源と関係のない金額であるため、金融負債として分類される。 ■ 普通株式及び公正価値により償還可能な株式は、請求権の金額が企業の実際の経済的資源の利用可能性によって決まるため、資本として分類される。

2種類の評価のもとで例として取り上げた商品がどのように分類されるかについて、以下の表にまとめている。

商品	評価A	評価B
普通社債	金融負債	金融負債
公正価値により償還可能な株式	金融負債	資本
株式により決済される社債	資本または金融負債	金融負債
累積的優先株式	資本	金融負債
普通株式	資本	資本

経営成績の評価

概念フレームワークは、財務諸表が企業の経済的資源や請求権に変更を及ぼすような取引及び他の事象の影響についての情報を提供すると説明している。企業からの将来キャッシュフローの見込みを評価するうえで、財務諸表利用者は企業の経済的資源及び請求権の変動が以下のいずれから生じているかを区別できるようにする必要がある。

■ 企業の経営成績

■ 他の事象または取引（負債性金融商品または資本性金融商品の発行等）

経営成績についての情報は、企業がその経済的資源に関して創出したリターンを財務諸表利用者が把握するうえで有用となる。

スタッフは、財務諸表利用者が行う可能性のある以下の2種類の経営成績の評価を特定した。

評価X	請求権の発行による拠出(contributions)または請求権の決済による分配(distributions)から生じる変動を除く、経済的資源の変動の内容
評価Y	企業の経済的資源に関するリターンと企業の請求権に対して約束されたリターン(promised return)との比較

評価Xは、企業が、追加的な資源を投資者や債権者から直接獲得することでリターンを得るのではなく、その事業活動を通じて正味キャッシュフローを生成する過去及び将来の能力を評価する際に役立つ。企業の経済的資源の変動に関する情報は、企業資産の会計処理を定めているIFRSの規定に基づいており、請求権または請求権の特性による影響は受けない。

請求権により課せられる義務によって企業の経済的資源を変更しなければならない場合、このような変更は発生した時点で、経済的資源の認識及び測定に関するIFRSの規定に従って反映される（したがって、評価Xは以下の表には含まれていない）。

以下の表は評価Yのみについて、その概要を示している。

関連する特性	分類に対する潜在的な影響	例として取り上げた商品にどのように当てはまるか？
評価Y		
■ 移転が必要となる経済的資源の金額(または量) ■ 他の請求権との比較による分析対象請求権の優先順位	■ 請求権が企業の経済的資源に関する実際のリターンとは関係のない金額を指定しており、したがって約束されたリターンを指定している場合、企業がその経済的資源について実際に創出したリターンと請求権を満たすために創出しなければならないリターンとの間に差異が存在する可能性がある。この差異が請求権にどのように配分されるかは、これらの請求権の清算時における相対的な優先順位によって決まる。請求権は金融負債として分類すべきであり、これらの請求権の変動は収益または費用として会計処理される。 ■ 請求権が企業の経済的資源に関する実際のリターン及び優先順位の高い請求権によって決まる金額を指定している場合、企業の経済的資源の実績に関する情報を除いて、追加的な情報は要求されない。請求権は資本として分類すべきである。資産の増加は資本の請求権に帰属する収益またはリターンとして反映し、資産の減少は資本の請求権に帰属する費用または損失として反映する。請求権の測定における変動は、収益または費用として会計処理されることはない。 ■ 負債に分類された請求権の変動は、負債の合計に表示される。資本に分類された請求権の変動は、負債の合計に表示される。ただし、追加的な内訳項目には、清算時の様々なレベルの優先順位を有する請求権、または特定の金額における様々なレベルの可変性を指定する請求権の区別が含まれる可能性がある。	■ 普通社債、株式により決済される社債、及び累積的優先株式は、請求権が企業の経済的資源に関する実際のリターンとは関係のない約束されたリターンを指定しているため、金融負債として分類される。 ■ 普通株式及び公正価値により償還可能な株式は、請求権が企業の経済的資源に関する実際のリターン及び優先順位の高い請求権によって決まるリターンを指定していることから、資本として分類される。

KPMGの見解

一部の種類の金融商品について、財務諸表利用者が金融負債または資本のいずれの分類を好むかは、財務諸表における情報に基づいて財務諸表利用者が行おうとする評価の種類によって異なる。したがって、情報ニーズの異なる様々な財務諸表利用者が、同じ商品について異なる分類を好む可能性がある。

これによりIASBは、一貫して適用される単一の分類モデルを最終的に選択し、関連する特性についての追加的な開示が変更の提案の要素(ingredient)となる可能性がどの程度あるかを示すという課題を負うことになる。

IASBはスタッフの 分析に概ね合意した

【IASBの審議事項】

IASBは今回の会議において意思決定を行わなかった。ただし、IASBのメンバーは、スタッフが特定した評価及びこれらの評価に関連する請求権の特性の分析に概ね合意した。

審議において、IASBのメンバーの1人は、分析に制約条件が付されている場合にある特性が他の特性よりも関連しているという主張について、スタッフに検証するよう求めた。

IASBのメンバーはまた、請求権の測定を(請求権の増加を示すか、または公正価値を反映するように)更新すべきか否かについて簡単に審議した。更新する場合には、変動を認識すべきか(どこで認識すべきか)、または開示のみとすべきかについても審議した。より多くの追加的な特性を有するエキゾチック金融商品が生成されているため、これらの追加的な特性によって金融商品の価値がどのように変化したかについて開示することは、財務諸表利用者にとって重要となっている。

KPMGコンタクト

Americas

Michael Hall

T: +1 212 872 5665

E: mhhall@kpmg.com

Tracy Benard

T: +1 212 872 6073

E: tbenard@kpmg.com

Asia-Pacific

Reinhard Klemmer

T: +65 6213 2333

E: rklemmer2@kpmg.com.sg

大川 圭美

T: +81 3 3548 5107

E: Tamami.Okawa@jp.kpmg.com

Europe, Middle East, and Africa

Colin Martin

T: +44 20 7311 5184

E: colin.martin@kpmg.co.uk

Venkataramanan Vishwanath

T: +91 22 3090 1944

E: vv@kpmg.com

【謝辞】

本ニュースレターの主な執筆者である堀 洋彰及びAngie Ah Kunの努力に謝意を表します。

また、レビュアーであるMark Northan及びChris Spallの貢献にも謝意を表します。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ファイナンシャルサービス本部

このニュースレターは、KPMG IFRG Limitedが2015年7月に発行した「IFRS-Financial Instruments Newsletter Issue 25」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS金融商品ニュースレター (IFRS – Financial Instruments Newsletter) は、KPMGが提供する、IASBの金融商品プロジェクトに関する最新情報です。

当該ニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡下さい。